

平成30年横瀬町農業委員会第9回総会議事録

1. 開催日時 平成30年11月27日(火) 午前10時から10時21分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(11人)

会長	3番	富田祐次
会長職務代理者	9番	岸岡広雄
農業委員	1番	浅見孝子
	2番	小室寿徳
	5番	町田修一
	6番	今井健司
	7番	木崎泰明
	8番	加藤典男
	10番	富田哲夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第3	村越聡

4. 欠席委員(2人)

	4番	町田恒夫
農地利用最適化推進委員	第2	小河俊夫

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	赤岩利行
書記	逸見雅彦

7. 会議の概要

議長 皆さん、こんにちは。本日、4番、町田委員さんから欠席の旨通知がございましたので、ご報告申し上げます。

本日の出席委員は9名でございます。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第9回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員でございますが、慣例により議長によりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

6番、今井健司委員、7番、木崎泰明委員のご両名にお願いします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件でございます。1件でございます。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

続きまして、日程第3、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第14号について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 議案第14号についてご説明いたします。

議案第14号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畑、現況地目も畑で、面積は226平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり横瀬町内のお寺で、譲渡人も横瀬町に在住の方です。申請理由は駐車場用地で、権利の種類は所有権の移転となっております。

1枚めくっていただきまして、案内図1で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどにあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、川東地区にあります語歌堂の西側のところ

が申請地になります。この農地について、所有権の移転を行い、駐車場用地に転用をしたいという申請でございます。

農地区分は、周辺に住宅が散在している区域であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第14号、番号1について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る11月23日に補助農業委員の加藤委員と同行し、現地及び申請図書の確認をいたしました。今、事務局の説明にもあったとおり、札所五番の墓地がありますが、その裏です。西側になります。北側は五番の駐車場になっていまして、北西側が住宅が2軒並んでいます。

そういうことで、特に周辺農地への影響はないのではないかと考えられますので、委員皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の8番、加藤委員、お願いいたします。

加藤委員 補助委員の加藤です。

先日、推進委員の平沼さんと一緒に現地を確認してまいりました。現地は語歌堂の真裏に当たっております。譲受人の方が在宅されておりましたので、お話を少し伺いました。現地は、墓地側に高さ40センチ程度の擁壁を設置し、中に砕石を敷き詰め、雨水浸透方式を計画している模様です。近隣に対する迷惑もないと思われまますので、皆様方のご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 以上で推進委員の説明、担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

9番。

岸岡委員 内容については何ら大きな問題ございませんが、内容は賛成いたしますが、若干、文章の関係でお聞きしたい点がありますので、お答えを願いたいと思います。

排水についてですが、雨水浸透方式というお話ですが、自然排水とはどう違うのでしょうか。改めて雨水浸透方式というシステムはどのようなになっているのかお聞きしたいのと、この舗装工事をした場合の水の流れというのはどちらに集中して排水というか、舗装すると流れるのか、水路の流れ方などがわかりましたらば、ちょっとその辺を詳しく聞きたいと思いついて、質問いたしましたので、回答のほうお願いいたします。

議 長 事務局。

事 務 局 ただいまのご質問にご回答いたします。

まず、雨水浸透方式と自然排水の違いということでございますが、今回申請のありました場所は、舗装はせず碎石を敷き詰めまして、そこに降ってきた雨水は、その場所に浸透させるという形になっております。これにつきましては、お送りしました資料の中に、事業の概要で新設駐車場排水予定図、この文章の中に、排水は雨水浸透方式であり、特に工事はしないということで、そのまま現地の地面にしみ込ませる形になっております。

それから、自然排水と雨水浸透との違いでございますが、自然排水のほうは斜面に沿って流れる形になりますので、現地のほうですと西側の方向が若干低くなっているかと思っておりますので、そちらのほうに流れていくような形になるのかなと思っておりますが、これにつきましては雨水浸透方式ということで、その駐車場のほうにしみ込ませるというふうな申請になっております。

以上でございます。

議 長 よろしいですか。

9 番。

岸 岡 委 員 大筋わかりましたが、墓地の境目がちょっときつい壁になっておりますし、その隣に畑がございます、その畑とつながっておりますので、みんなそっちに流れていっては困ると思うのですが、それは浸透で全部カバーできるという判断されたのでよろしいですか。その辺をはっきりしてください。

議 長 事務局。

事 務 局 ただいまのご質問にご回答いたします。

現地の計画は、碎石を敷くその駐車場の周囲に、境界の境目にブロックを設置するという話になっております。その中において降った分につきましては、雨水で地下に吸収されるものとしまして、それ以上の豪雨、強雨

などがあつた場合には、これはもうそこまでは計算はされていないと思いますので、自然排水という形で低いほうに流れていってしまう、これは仕方のない部分ではないかと思っております。

以上でございます。

議長 よろしいですね。
他に質疑ございませんか。

7番。

木崎委員 9番委員さんのちょっと関連の質問をさせていただきたいと思いますが、先ほど工法、碎石舗装という形になっていますけれども、これは構造上どんな構造になるわけですか。今現在の表土の上に、ただ単に砂利を敷くという方法と、ある程度の表土をとって、ある程度の水をしみ込ませやすい構造上で砂利を敷くというような、その2種類の考え方があると思いますけれども、どちらの方法を考えているか、その辺わかったら教えてください。

議長 事務局。

事務局 ただいまのご質問にお答えいたします。

構造上のことでございますが、こちらにつきましては周囲に境界のコンクリート、これは高さが40センチを計画しておりますが、これは地面の部分も含まれておろうかと思えます。そして、中に碎石を15センチの厚さで敷くような計画になっております。その中で、周囲を境界ブロックで仕切られているので、ちょうど升のような形になるかと思えますので、そこで碎石の流出などはとめられると思えます。升のような形になって水が受けとめられ、そこで地面に自然浸透されるような形になると思えます。

ご質問にございましたその地面を何か入れかえるのかということでございますが、現状のところは碎石を敷くという工法でと聞いております。

以上です。

議長 7番。

木崎委員 ありがとうございます。

そうしますと、単純に考えて、ただ、今現在ある表土の上に碎石を15センチ敷くという考え方でよろしいのでしょうか。

議長 事務局。

事務局 委員さんのおっしゃるとおり、表土の上に15センチの碎石を置くという形でございます。

議 長 よろしくお願ひします。
よろしいですか。
他にございませぬか。

〔「なし」〕

議 長 ないようでございませぬので、以上で質疑を終了いたしませぬ。
お諮りいたしませぬ。上程中の議案第14号につきましても、許可相当とす
ることに賛成の方は挙手をお願ひします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。

よって、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件に
つきましても、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定
いたしませぬ。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたしませぬ。会議中の発
言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございませぬら、議長におい
て整理をさせていただきたいと思ひますが、ご異議ございませぬか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまし
て閉会といたしませぬ。

(午前10時21分)